

勤労者の森事業のお知らせ

「天狗高原ミニトレッキング」と 星ふるヴィレッジTENGUプラネタリウム



日ごろは、労福協運動へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、今年度の勤労者の森事業は、日本三大カルストのひとつ「天狗高原」でミニトレッキングを行います。天狗ノ森の眼下には標高1,000メートル以上の尾根が連なり、石鎚連峰から太平洋まで見渡せる大パノラマが展開し、緑豊かな草原と壮大な自然風景を一望できる眺望スポットです。

また、星ふるヴィレッジ「TENGU」のプラネタリウムでは、空に広がる満天の星を眺めることができます。ぜひ、多くの組合員・ご家族・ご友人をお誘いいただき、ご参加くださいますよう宜しくお願いいたします。

開催予定日 **11月9日(土)**

募集期間 **9月2日(月)～10月31日(木)**

お申込み等、詳細については
「**高知県労福協WEBサイト**」をご覧ください。
(2024年9月2日から掲載)

また、勤労者の森事業に関するお問い合わせについては、高知県労福協事務局までご連絡ください。

TEL: 088-824-3583

確定申告無料相談会を開催しています!



高知県労福協では、毎年1月末から5日間「確定申告無料相談会」を開催してします。対象者は、下記の申告内容になりますが、事業所得については受付できませんので、ご了承ください。

また、「確定申告無料相談会」のご予約については、1月を予定しており、予約方法などの詳細については、広報誌「おむすび188号」秋号でお知らせいたします。

- 公的年金等を受給されている方
- 退職金を受給された方(退職後、お仕事されていない方)
- 医療費控除を受けたい方
- その他、年末調整が出来ていない方(中途退職者など)



ワンポイント



公的年金等による収入額が400万円以下で一定の要件を満たす場合には、確定申告をしないことを選択ができることになっています。このため多くの方が医療費控除や保険料控除など、還付の権利を放棄している場合があります。

また、確定申告をすることにより、翌年の住民税に反映し減税につながる可能性もありますので、申告することをお勧めいたします。

労福協第12回(通算45回)通常総会を開催



2024年6月17日(月)、こうち勤労センター7階の四国ろうきん研修室を会場に、10の会員団体から8名の代議員と10名の理事・監事が出席、オブザーバー3名が傍聴のもと第12回通常総会が開催されました。

総会は井上浩司副会長の司会で、総会が定款に基づき成立しているとの報告があり、議長の選任に入り大石浩文代議員(四国労働金庫高知営業本部)を選出しました。

池澤研吉会長の開会挨拶、高知県の杉本健治雇用労働政策課課長、高知市の村田憲司商工観光部副部長より来賓挨拶を受け議案審議に入りました。

第1号議案、2023年度収支決算報告が井上睦事務局長より、会計監査報告を山本弘三監事より提案し、満場一致で承認されました。続いて報告事項の2023年度活動報告、貧困や社会的排除がなく人と人とのつながりが大切にされ、平和で安心して働きくらす持続可能な社会の実現に向け取り組むとした2024年度活動計画および2024年度収支予算が井上事務局長より報告があり、共に満場一致で承認されました。

最後に大石浩文議長より、大会スローガンが読み上げられ満場の拍手で採択し、全議案の審議を終了し閉会しました。



中央労福協 全国研究集会2024 in OKINAWA

Open up the future

子どもたちの未来のために 地域の挑戦!



2023年6月7日(金) 沖縄県那覇市「那覇文化芸術劇場なは一と大劇場」で、全国研究集会2024 in OKINAWAが開催され、高知県労福協より4名が参加しました。

昨年に引き続き、パネルディスカッション形式で行われ、ファシリテーターの島村教授(沖縄大学人文学部)を皮切りに、5名の登壇者でトークセッションが行われました。

まず、(株)琉球コラソンのゼネラルマネージャー石代孝一氏から、環境保全活動「eスポGOMI」のイベントを手掛け、大人も子どもと一緒に「楽しさ」×「社会課題」をかけ合わせた社会奉仕活動に取り組んでおり、世代を超えた新しいコミュニティの場があることに興味を覚えました。

次に、学校給食の調理を委託されている株式会社オーディフホールディングス 代表取締役社長 村野勝子氏から、各自治体への支援金寄付や自社で調理したジューシー(炊き込みご飯)を1000食分毎年提供されており、支援を通じた活動に「食育」の大切さを再確認できました。

次に、一般社団法人琉球フィルハーモニック代表理事 上原正弘氏からは、「どんな家庭環境の子どもにも音楽とおした多様な体験により生きる力を育むルーティーン化された居場所づくり」を、自治体や企業と連携して活動されており、「ジュニアジャズオーケストラおきなわ」を運営する中、所属する子どもたちの中には、そのオーケストラを巣立ったOBの先輩方がフェロー(ボランティア指導員)として一緒に参加し、子どもたちの居場所をつくる特徴ある素晴らしい活動の報告を受けました。

最後に、フードバンク活動をされている一般社団法人 TEKE-OFF代表理事 宇根美幸氏から、団体を立ち上げる前は「相談は受けても、その先の支援の受け皿がないこと

に私自身も苦しかった。目の前の子どもたちの状況をどうにかしたい!」という思いで団体を立ち上げたそうです。主に北部地区を中心に活動され、それぞれの地域にあった伴走型の寄り添い支援をされていること、また、食支援だけでは解決できない課題をひとつひとつ向き合っ解決に導けるよう努力されていることに、感銘を受けました。

沖縄県は、三次産業・特にサービス業の割合が高いうえ大企業が少なく一人当たりの収入は平均を下回り、また、離婚率が高い等々の説明を受け、高知と類似している点が多くあると感じました。

この研究集会では、「子どもたちの未来のために、地域の挑戦」と題して、スポーツ・音楽・文化芸術・フードサービス・子育て支援など、様々な立場やアプローチから地域の子どものたちとかわかり、「楽しさ」を追求しつつ子どもたちの「居場所づくり」を担っている方々の話を聞くことができました。

収入が低く離婚率が高いということは、シングルで子育てしている世帯が多く、かつ厳しい生活を余儀なくされており、子どもの貧困とその居場所づくりは沖縄にとって深刻な課題と位置付けられています。

一方で、私たち高知県労福協においても食支援ネットの活動を通じて、こうした課題克服に向けた取り組みを行っており、もっともっと多くの組織や人に呼びかけ参加・関与をいただきながら、支援の輪をさらに大きくしていかなければならないと強く感じました。



第12回定期総会 および 第48労働安全衛生学校開催



2024年6月22日（土）高知会館にて、高知県労働安全衛生センター第12回定期総会および第48労働安全衛生学校が開催されました。

定期総会では、第1号議案から第4号議案まで、2023年度事業報告と決算が承認され、2024年度事業計画（案）と活動予算（案）について、今年度も労働災害及び職業病を予防し、働く人々の安全安心の確保と、労働災害被災労働者の救護及び救済に関する各事業を行い、命と健康を守り、健康福祉の向上を目的として事業に取り組むとした事業計画を満場一致で承認して、閉会しました。

引き続き、労働安全衛生学校が開催され、50名の参加がありました。講師には、関西労働者安全センター事務局長の田島陽子氏をむかえ、「健康で働き続けられる職場作り・メンタルヘルス対策」について講演を受け開催されました。

講演では、ストレスチェック制度は、働く人の心の不調を未然に防ぐ目的で医師や保健師（看護師）が質問票を使ってストレスをチェックするもの。高ストレスと通知されても医師の面接指導を受ける人の割合が低いとされている。こうした課題について、ほったらかしにして病気にならないように、産業医や保健師等から面談を促す工夫があること。集団分析結果の活用について、個人だけでなく部署単位の結果や満足度調査も実施することで問題点を見つけ、各部署へのフィードバックをし改善点を出してもらうなど、職場環境を改善する仕組みの必要性を説かれました。また、労働組合としてのメンタルヘルス問題への対応やカウンセリング手法等についてもアドバイスを受けました。最後に「メンタル不調を抱えた人も安心して働ける職場は、他の人も安心して働ける場所だ」とし、心の病を抱える人の受け入れ体制の充実や、一緒に働くための計画づくりを訴えられました。



なんでも相談会



困ったり悩んだりしていませんか?くらしの相談センターでは、各部門の専門家による「なんでも相談会」を開催しますので、お気軽にご相談ください。当日は、お一人約30分間の個別相談をお受けします。なお、完全予約制になりますので、事前予約をお願いします。

開催日 2024年11月23日(土祝)

場所 ちより街テラス「貸会議室5」予定
※場所が変更になる場合もあります。

時間 午前9時から午後4時まで
※予約時間をお伺いしますが、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

参加費 無料

定員 55名(各ブース 午前5名・午後6名)
※弁護士・税理士・司法書士・
四国労働金庫・こくみん共済coop全労済

予約期間 2024年7月1日(月)～11月8日(金)
※定員になり次第、予約受付を終了いたします。

電話予約 088-824-3583
※平日月曜から金曜 8時半から17時まで

くらしの相談 Q&A

生活相談

Q1 クリーニングで洋服を傷められた!

約10年前に当時5,000円で購入したコート2着をクリーニングに出したらシワができてしまいました。

賠償請求をしたら1着につき2,000円払うと言われましたが、これって妥当な額ですか?

A 補償の基準と照らし合わせてみる。

一般的にクリーニング事故の補償金額は、全国一律の「クリーニング事故補償基準」にて算出されることを説明。

相談者の衣服の例で試算した結果、クリーニング業者から提示のあった補償額は妥当であることをお伝えし、ご納得頂きました。



Q2 親類が認知症になり心配!

70代のおじ・おば夫婦に、「認知症」の兆候がでてきました。子どももあらず心配なので、「成年後見制度」を利用したいと考えていますが、私でも手続きをとることが可能でしょうか?



A 成年後見制度は、4親等以内の親族なら申請が可能。

「成年後見制度」は大きく2種類に分かれており、すでに分別がつかない状態であれば「法定後見」。現在は普通の状態であれば「任意後見」となり、申請権者は「本人」「配偶者」「4親等内の親族」「市町村長」等となっていることを説明。

相談の内容からはすでに「法定後見」の適用になると思われるため、おじ・おば夫婦の住所地を管轄する「家庭裁判所」に出向き、申請されるようアドバイスしました。

Q3 遺産の相続

主人が亡くなりました。二人で建てた家と少しばかりの蓄えがありますが、子供はなく親も既に亡くなっています。主人には姉がいて健在ですが、その姉に遺産を分配しなければならないのでしょうか?



A 遺産相続は、配偶者・直系卑属(子・孫)→直系尊属(父・母・祖父母)→兄弟姉妹の順位で行われます。

この場合、相談者である奥様(遺産の4分の3)と夫のお姉さま(遺産の4分の1)が相続人となります。しかし、ご主人様に今回のお姉さま以外の兄弟姉妹がいる時には、遺産の4分の1を兄弟姉妹で分けるようになります。又、兄弟姉妹が既に死亡して兄弟姉妹の子(甥や姪)が生存していれば、甥や姪が代襲相続します。ご主人が生前に遺言をされていた場合には、遺言の内容に基づいて手続きをとることになります。

Q4 サラ金の利息を 払い過ぎていたことが分かった!?

「まとめ融資」でサラ金への借金を全額返済したのですが、その後過払い金が判明しました。どうしたら取り戻せるのでしょうか。



A 過払い金の返還請求は自分でも できる!

サラ金業者へ送付する「過払金返還請求通知書」や、裁判所へ提出する「訴状」の作成方法、諸手続きについて細かく説明し、裁判所へ同行のお手伝いをしました。その結果過払金（約20万円）はほぼ満額で奪還することに成功されました。

Q5 メールで知らないメールが送られてきて あわてて開けてしまいました。

「×××情報サイト料金未納」「無料期間が過ぎても退会手続きがされていない」といった通知が来ました。そのままだと延滞料金が発生する。あるいは裁判になると書かれています。どうしたらよいでしょうか？

A 手口が巧妙化しています。 架空請求詐欺を疑いましょう。

まず、不審に思ったら警察や各種の相談窓口にご相談しましょう。絶対にメールに記載されている電話番号や指示されたメールへ返信しないように。発送元が裁判所の場合は裁判所に確認しましょう。一人であわてて処理しようとせず、親戚、親しい人に相談しましょう。



くらしの相談 Q&A 税務相談

Q6 介護施設を利用していますが、 介護保険から高額介護サービス費を 支給されました。

確定申告をしなければいけませんか？それともそのまま放置して良いのでしょうか？

A 医療費を補てんする保険金等に 該当します。

所得税の確定申告において医療費控除の計算をするとき、この金額は「医療費を補填する保険等」として控除して申告しなければなりません。

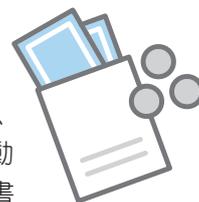


Q7 妻が夫から2,000万円の現金贈与を受け、 そのまま何もしなければ税金はかかりますか？

A 税金は基本的にかかります。

贈与税の配偶者控除額は2,000万円ですが、婚姻期間が20年以上であること、居住用不動産の取得とその家屋に居住すること、申告書を提出することが要件です。

また、相続時精算課税制度では配偶者は受贈者の範囲から除外されています。贈与税の基礎控除額は110万円ですから、現金の贈与を受け手続もしないで無税になることはありません。



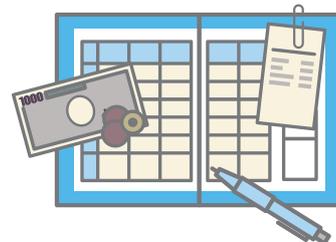
Q8 入院中の夫が年の途中で亡くなりました。 毎年夫は確定申告をしていましたが、亡くなった年の確定申告はしなければなりませんか？

A 以下に該当する被相続人は確定申告をしなければなりません。

- ① 2ヵ所以上から給与を受けていた場合
- ② 給与収入が2,000万円を超えていた場合
- ③ 給与所得や退職所得以外の所得が合計で20万円以上あった場合
- ④ 医療費控除の対象となる高額な医療費を支払っていた場合
- ⑤ 同族会社の役員や親戚などで、給与の他に貸付金の利子、家賃などを受け取っていた場合
- ⑥ 事業をしていた人

相続人は、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。

※確定申告の期限は、前年分、本年分とも相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内となっています。





労働セミナーを開催!!



2024年6月24日(月) 高知県立高知国際高等学校にて、参加者280名(3年生・教職員)で労働セミナーを開催しました。講師には、連合高知事務局長の市川稔道氏をお迎えし、高知県労福協が発行する『働く人のためのハンドブック』をテキストに40分間の講義を行いました。

はじめに、人権教育の一環として、これから社会にでる3年生たちに就職差別の実態や、働く上での「ルール」とは「労働者としての権利」であり、その裏側には「人権」があることの説明がありました。

つぎに、テキストを開き「働く前に知っておくべき最低限のマナー」、「面接では聞いてはいけない質問」、「労働契約書について」、「ブラック企業について」など、他さまざまな項目内容についてアドバイスがありました。

さいごに、働くうえでおいしいことや困ったことがあったら、一人で悩まず必ず相談先があることを説明しセミナーは終了しました。



生徒からの質問コーナー

1 就職する前に、ブラック企業かどうかを見分ける方法は?

A 学校の先生などからその企業の情報をももらうことや、育児・介護に関する支援の行き届いた会社を行政が認証する「くるみん」を就職の判断に利用してみよう!

2 週休二日制といった休暇が守られる会社かどうかを判断するにはどうしたらいいか。

A 労基法では1日8時間 週40時間と決められています。休日は法律上、週1日となっており、概に休みが週2日と決められているわけではありません。現実の社会ではサービス残業も多いので、一番いい方法はそこで働いている人に聞くのがいいかも。

